

豊臣期における九州国分

—薩摩島津氏を事例に—

田辺龍弥

はじめに

戦国期後半、中央(畿内)では、豊臣秀吉が畿内を統一している頃、九州では、薩摩島津氏が勢力を拡大していた。天正十三年(一五八五)、秀吉は、九州の諸大名に対して、交戦停止令を発令する。これは、後々、「惣無事令」といわれるものである。この停戦令に対して、島津氏は拒否したため、秀吉による九州征討が行われる。九州征討後、秀吉の裁定によって九州の領土が決定したが、秀吉による九州征討にはいくつか疑問に思う点が存在する。

その第一として、島津氏は、なぜ秀吉の停戦令を拒否したのか。島津氏クラスの大名となると秀吉の力量が分からないはずはないと考えられる。もう一つは、停戦令は島津氏に対してだけだったのかということである。秀吉によって、停戦令が出されるが、果たしてその一番の相手は島津氏であったのか。秀吉は、九州の諸大名に発布したといわれている。ということは、何も初めから島津氏だけが標的ではないと考えることもできる。従来の考えでは、九州征討の一番の標的は島津氏であったことには間違いはない。しかし、それは、当時、九州最大の勢力が島津氏であったからではないか。停戦令に対して、島津氏側が一方的に拒否したのではないという研究^①

もある。そこで、これら二つの点をふまえた上で、停戦令発令後から、秀吉による九州征討前の国分案を検証していきたいと思う。

一、九州停戦令

秀吉による九州国分が行われる前に、そもそも、「停戦令」とは何かということを考えたい。停戦令は、天正十三年、まず、九州の諸大名に対して発せられ、その後、関東・東北地方までに及んでいる。これら九州から関東・東北地方にかけて発した停戦令のことを含めて、惣無事令と言われる。その内容は、前文でも少し記したが、紛争を行っている大名同士は即時に戦争を停止し、領土の帰属を秀吉に委ねるようにもとめたものである。この法令を受け入れられない場合には、秀吉の征討の対象となった。

このことに関しては、藤木久志氏が提起された豊臣惣無事令の研究^②がある。藤木氏によると、「戦国末期に、信長の後継者として台頭してきた秀吉によって推し進められた天下統一政策として、戦国大名同士の交戦権を否定し、また大名同士が戦争を即時に停止し、紛争の原因である所領の裁定について、豊臣の裁判権によって平和的に解決することを惣無事令という」と提起している。また、大名同士の領土の確定と紛争の裁定は国分けと呼ばれた。

これに対して、藤木氏が提起した惣無事令を批判するのが、藤田達生氏^③である。藤田氏によると、藤木説は、豊臣政権の天下統一政策、あるいは国士支配のための政策基調を究明するための有効

な仮説の一つにすぎないとし、また、具体的な、歴史過程を経て豊臣政権が国土領有権を獲得したことについては、論拠を示していないとしている。そこで、藤田氏は、豊臣政権による国分は、段階的にとらえなければならぬとしている。

よつて、本稿では、藤木説と藤田説を比較し、さらに、私なりの見解も述べたいと思う。次に掲げる文書は、秀吉が島津氏に宛てたものである。

【史料一】

就 勅勅定染候、仍関東不残奥州果迄被任 綸命、天下静謐
處、九州事于今鋒楯儀、不可然候条、國郡境目相論、互存分之
儀被聞召届、追而可被 仰出候、先敵味方共双方可相止弓箭旨、
叡慮候、可被得其意儀、尤候、自然不被専此旨候者、急度可被
成御成敗候之間、此返答、各為二者一大事之儀候有分別可言上
候也

（天正十三）（秀吉）

拾月二日（花押）

嶋津修理大夫殿

右の文書⁴は、秀吉から島津義久宛に送られてきた直書である。これと同時に、細川幽斎と千宗易からの添状も認められてきた。これが、島津氏と秀吉との最初の接触であった。さて、この文書では、ただの書状ではないことが伺える。それは、「勅定・「綸命」・「叡慮」

といった言葉がならび、これは天皇の命令であることを表面に出している。いわば、この法令に背く場合は、天皇に背くということになる。その時は、天皇に代わり、秀吉が成敗するといっている。要するに、秀吉の軍隊は、「公」の軍隊であること意味している。

ただし、疑問に思える部分もある。一行にある、「仍関東不残奥州果迄被任 綸命」の部分であるが、ここでは、まだ、関東並びに東北の諸大名に対しては、停戦令は出されておらず、これらの大名は秀吉には臣従してはいない。なぜ、秀吉がこのようなことを書いたかは疑問であるが、私なりの推測では、島津氏の居城がある薩摩が大坂から遠隔地にあつたという、地理的なことが考えられる。また、停戦令の書状は島津氏だけではなく、九州の諸大名に対して送られていた。このことを指摘しているのは、藤木氏である。藤木氏によると「互存分之儀被聞召届」、「敵味方共双方可相止弓箭旨」と直書にいい、「面々以御書被仰下」ということを添状にも言うっており、この停戦令は紛争当事者のそれぞれに対して各別に発令されたものであると指摘している。

秀吉から送られてきた書状は、『上井覚兼日記下』の天正十四（一五八六）年一月二三日条⁵に、「旧冬羽柴殿より書状到来候」という文が見られる。また、この日の文冒頭には、「出仕如常、此日も終日談合也」と言うふうにあるので、島津氏には、少なくとも、前年内までには届けられていたと思われる。そこで、島津氏側は、翌天正十四年正月から、秀吉から送られてきた書状に対する扱いをめぐり議論が開始された。

二、島津氏側の対応

島津氏は、天正十四（一五八六）年正月から、一族・老臣等を義久の居城がある鹿児島に集め、前年に秀吉から送られてきた停戦令に対する扱いをめぐり議論が開始された。島津氏は、停戦令に対する談合を数日間行つたことが先ほどの『上井覚兼日記下』一月二三日条^⑤の続きに見られる。そこには、「羽柴事ハ、定々由來無き仁」とあり、秀吉の事を皮肉つており、また、島津家は、頼朝公以来の名家であり、秀吉とは格が違い、よつて、秀吉を関白として扱つて返書を出すことは「笑止」という意見が主張された。

しかし、ここで一つ問題になつたのが「関白」という官位である。当時、秀吉は、関白の位についていた。そのため島津氏側も、いくら秀吉には返書は不要とは言え、関白からの命令である以上は、それなりの回答を示さなければならなかつた。ということ、少なくとも、秀吉から出された書状は、ある程度の圧力があつたのではないかと考えられる。ただ、秀吉には返書を出すことは「笑止」であるがゆえに、秀吉直書と同じく添状をしたためてきた、細川幽斉への「付状」にかえることとした。

【史料二】

抑依令天下一統静謐、從関白殿九州之銚楯可停止之段、殊更
 綸言相加候歟、即属 勅命候、随而、先年以信長公才覚、大御
 所様被刷、豊薩和平之姿罷成候己来、聊無隔心之処、雖有之依

豊者度々愀變、守右一諾之筋、于今干戈之催候、然處、頃到向肥之國、境、數ヶ所被致破榊候、如此弥於執懸者、自今以後之儀等難測候、畢竟可及相応之防戦候哉、少も不可為當邦之改易候、以此旨被成御用捨、宜預御披露候、恐々謹言

正月十一日

義久 御判

細川兵部入道殿

右の文書^⑥が、島津氏が細川幽斉に送つた書状である。この中で島津氏は、天正八（一五八〇）年、織田信長の「才覚」よつて成り立した「豊薩和平」の「一諾之筋」を大友氏側が一方的に破り、日向と肥後の国境付近で侵入を繰り返している、防戦するのもし方がないと自らの立場を釈明している。また、この付状と同時に島津氏は、家臣の鎌田政弘を使者として上落させている。

三、秀吉の九州国分案

天正十四（一五八六）年三月、島津側の使者として上落した鎌田政弘は、秀吉と謁見し、そこで、秀吉の九州国分案が示された。その秀吉が示した国分案は、次のようなものであつた。

- ① 肥後半国・豊前半国・筑後・豊後は大友氏
- ② 肥前は毛利氏
- ③ 筑前は秀吉の直轄地
- ④ 薩摩・大隅・日向半国・肥後半国・豊前半国は島津氏

秀吉からは以上のように提案された。さらに、この回答の期限を七月以内に鎌田政弘が再び上坂して行うこと。もし、回答がない場合は、秀吉自らが然るべき行動をとると告げられた。

しかし、ここで疑問に思うことは、鎌田政弘は、秀吉に謁見したのは三月であり、この秀吉からの国分案を島津方に知らせたのは六月のことであった。ということは、片道に二ヶ月近い日数がかかり、さらに再び鎌田政弘が上坂して島津氏側の意向を伝えることは、即答要求に近く、秀吉からの難題であったと藤木氏は指摘している。この秀吉が示した国分案であるが、右記の国分案を見れば一見大友氏有利に見える。しかし、裏を返せば、本領を安堵したのではないかと云うのは、元々島津氏の本領は薩摩・大隅・日向であった。ここで注目するのが日向である。秀吉からも示されたとおり、日向は半国しか与えられなかった。日向の半国は南部にあたるのではないかと。島津氏も、守護大名から戦国大名に転換したときに、三州統一を指した。その三州の範囲は、薩摩・大隅・日向の南部で、この地域は、島津領であったと主張している。北部については、島津氏は本領とは言わず、島津領でもなかった。以上のように、秀吉は、本来の領土の安堵とそれに、肥後半国と豊前半国を与えたと言うことは、寛大な処置ではなからうか。また、「平均日出之由也」と秀吉が言うように、島津・大友両氏の所領を均等に分けたと見える。

しかし、島津氏側から見ればこの国分け案は到底受け入れることはできないものであった。なぜなら当時の島津氏の勢力は、豊後を除く九州全域をほぼ制圧しており、九州統一も時間の問題であった

が、そこに、秀吉の介入があった。ただ、秀吉の介入は、あまりにもタイミングが良すぎるように思われる。では、なぜ、これ程に秀吉がタイミングよく九州の事情に介入することができたのか。それは、中国の毛利氏を臣従させ、さらに、停戦令の前年に行われた、徳川家康との「小牧・長久手の戦い」が大きく関ってくるのではないかと。最終的に、家康を臣従させることに成功した秀吉は、関東・東北国境付近までの防衛ラインを形成した。これにより家康を味方につけることで関東・東北に睨みをきかせ、秀吉は何のためらいもなく九州政策にとりかかることができたと思われる。

おわりに

以上のように、豊臣期における九州国分を島津氏側の視点から中心に考察してきた。これまでのことをまとめると、天正十三年に秀吉から九州の諸大名に対して、領土紛争を禁止する停戦令（後の惣無事令）が出された。島津氏にも、この年内までには届けられ、翌年の正月から、停戦令に対する扱いをめぐる議論が開始された。この時は意見が二つに割れ、強硬派側の意見としては、「羽柴事八、定々由来無き仁」と言うように、秀吉の事を皮肉っていた。しかし、慎重派の主張として、関白からの命令である以上は、返書を出すべきであると言う意見がでた。そこで義久は、二つの意見の間をとって、秀吉には返書を出さず、秀吉の直書と同時に添状を認めてきた、細川幽斎への「付状」にかえることにした。同時に、使者として家臣

の鎌田政弘を秀吉に遣わした。鎌田政弘は、大坂で秀吉と謁見しそこで、秀吉の九州国分案が示された。これを、本国に知らせ、その後、秀吉との戦争に突入した。

本稿では、秀吉が停戦令を発令した天正十三年十月二日から秀吉が示した九州国分案を薩摩本国に知らせた同十四年五月を検討してきた。これまでの⁽⁵⁾研究では、秀吉が九州の諸大名に対して発令した停戦令の標的は、島津氏であったとしている。要するに、九州の敵は最初から島津氏であったということだが、しかし、秀吉が、島津氏家臣の鎌田政弘に示した、九州国分案からは、何も大友氏有利ではなかったと考えられる。確かに、当時の勢力では、圧倒的に島津氏が、大友氏を勝っており。この秀吉が示した国分案に異を唱えるのも当然である。しかし、秀吉としても、戦を行わず、島津氏が国分案を受け入れてくれることにある程度期待を寄せていたのではないだろうか。最終的には、島津氏が拒否したことにより、秀吉の九州征討が行われることになる。

最後に、今後の課題をあげておきたい。この後、秀吉による九州征討が行われ、島津氏が秀吉に敗れたときに、最終的な九州の領土が確定する。その時期は、天正十四年六月から同十五年五月までである。この期間において、島津氏と豊臣政権との動きについて検討していきたいと考えている。秀吉が九州に赴くのは、天正十五年三月であり、その前に、四国の先遣隊が、同十四年十月に九州に入っていた。では、なぜ、先に四国の諸大名から出陣させたのか。または、自らは出陣する予定はなかったのか。一方の島津氏は、この期

間、秀吉対策としたどのようなことを画策していたか。以上のようなことに関する検討を、今後の研究課題としたいと思う。

註

- (1) 藤木久志氏は、島津氏側の停戦令拒否の理由として、天正八年に大友氏との間で結ばれた「豊薩和平」を、一方的に破っている大友氏である。よって、豊薩抗戦の非は大友氏側にあることを島津側が主張している。この島津氏側の釈明は、天正十四(一五八六)に停戦令の返信として細川幽斉に宛てた書状に見られるが、その後の同十五年正月の羽柴秀長書状にも見られると、藤木氏は指摘している。藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会 一九八五年
- (2) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会 一九八五年
- (3) 藤田達生『日本近世国家成立史の研究』校倉書房 二〇〇一年
- (4) 東京大学史料編纂所編纂『大日本古文書 家わけ 一六ノ一 島津家文書一』東京大学出版会 一九四七年
- (5) 東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録 上井覚兼日記下』天正十四年一月二三日条 岩波書店刊行 一九五七年
- (6) (註5)と同じ
- (7) (註5)と同じ
- (8) 『上井覚兼日記下』天正十四年五月二三日条に詳しく記してある。
- (9) 藤木氏が提起されが「惣無事令」を、藤田氏、小和田哲男氏は批判し、停戦令を一方向的に拒否したのは島津氏であるとしている。